

〔正〕〔副〕（市町村提出用）

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可を申請します。 年 月 日 大阪府知事 様 申請者氏名		※ 年 月 日 手数料 円 収納済 係員			
1 造成主住所氏名	電話番号				
2 設計者住所氏名	電話番号				
3 工事施行者住所氏名	建設業許可 特 第 号 電話番号				
4 宅地の所在及び地番					
5 宅地の面積	平方メートル				
6 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ <small>メートル</small>	延長 <small>メートル</small>
	ニ 排水施設	番号	種類	内法寸法 <small>センチメートル</small>	延長 <small>メートル</small>
	ホ 崖面の保護の方法				
ヘ 工事中の危害防止のための措置					
ト その他の措置					
チ 工事着手予定年月日	年	月	日		
リ 工事完了予定年月日	年	月	日		
ヌ 工程の概要					
7 宅地造成に関する工事の許可番号	年 月 日	大阪府指令建審第	号		
8 変更の理由					
9 その他必要な事項					
申請代理者住所氏名	電話番号				
〈注意〉 1. ※印のある欄は、記入しないでください。 2. 4欄、5欄及び6欄（チ及びリを除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。 3. 9欄は宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※ 受 付 欄			

〔副〕

宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※ 許可 通知 欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。				※ 年 月 日 手数料 円 収納済 係員
	大阪府指令建審第	号	年 月 日	大阪府知事	
条 件		裏 面 の と お り			
1	造成主住所氏名				電話番号
2	設計者住所氏名				電話番号
3	工事施行者住所氏名				建設業許可 特 第 号 電話番号
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	平方メートル			
6 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さメートル	延長メートル
	ニ 排水施設	番号	種類	内法寸法 センチメートル	延長 メートル
	ホ 崖面の保護の方法				
	ヘ 工事中の危害防止のための措置				
	ト その他の措置				
チ 工事着手予定年月日	年	月	日		
リ 工事完了予定年月日	年	月	日		
ヌ 工程の概要					
7	宅地造成に関する工事の許可番号	年 月 日	大阪府指令建審第	号	
8	変更の理由				
9	その他必要な事項				
申請代理者住所氏名		電話番号			
〈注意〉 1. ※印のある欄は、記入しないでください。 2. 4欄、5欄及び6欄（チ及びリを除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。 3. 9欄は宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				※ 受 付 欄	

(裏 面)

条 件

- 1 工事の施行にあたっては、施行区域の周辺地に、土砂流出等による害を与えないように留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
- 2 工事施行に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。
- 3 工事施行中は、雨水等を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。
- 4 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等工事完了後見えなくなる部分は、それぞれ工程中に写真を写して工事完了検査時に整理し、提出すること。
- 5 擁壁の基礎地盤は、深堀等により、良質な地盤を乱す事がないようにし、擁壁の背面土は、土質管理、施工方法に留意すること。
- 6 コンクリート、鉄筋等は、所定の強度、品質が得られるように、施工方法、品質管理に留意すること。
- 7 施行に際し、疑義が生じた場合及び計画を変更しようとする場合は、事前に本府と協議し、必要な手続きを行うこと。
- 8 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更をしたときは、遅延なく、その旨を知事に届出ること。
また、許可のあった日から起算して1年を経過しても工事に着手していない場合は、その旨を知事に報告し、その指示に従うこと。
- 9 工事を中止した場合は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示する必要な措置を講ずること。

(教 示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。